

平成29年度 第2回沖縄県公共工事入札契約適正化委員会 議事概要

開催日及び場所	平成29年10月25日 県庁11階第1・2会議室	
出席者氏名	島袋秀勝 川崎和治 古荘みわ 上原道子 大城恵美 榎本拓也 友利清和	
審議対象期間	平成29年4月1日 ~ 平成29年7月31日	
再苦情処理件数	件数 0件	
入札審議内容及び件数	建設工事	建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理業務
	総件数 178件	総件数 215件
①一般競争入札	69件	35件
②総合評価	46件	20件
③指名競争入札	55件	143件
④随意契約	8件	17件
委員からの意見・質問、それに対する回答	意見・質問	回答
	別紙のとおり (総質問件数 9件)	別紙のとおり
委員会による意見の具申の内容	なし	
その他の意見	特になし	

平成29年度 第2回沖縄県公共工事入札契約適正化委員会 議事概要

意見・質問	回答
<p>Q 1 指名停止について、落札決定後の辞退とあるが、どの程度の頻度でこのようなことが発生するのか。 事後の対処はどのようなか。</p>	<p>A 1 年間数回は発生している。 契約解除した工事については再度、発注している。</p>
<p>Q 2 「中城湾港(新港地区)ヒルギダマシ駆除工事(H29-1)」について、ヒルギダマシ(外来種)の駆除となっているが、入札参加者への説明等はどのように行っているのか。 トカゲハゼの保全が優先なのか外来種の駆除が優先なのか。 トカゲハゼは県内の湿地帯にいてと思われるが、なぜ、中城湾港だけなのか。</p>	<p>A 2 入札参加者へは、指名通知の際に配布する現場説明書等の中で条件を明示し説明している。 絶滅危惧種であるトカゲハゼの生息域保全が最優先である。 中城湾港はトカゲハゼの生息域で、環境学習が行われている箇所であることから、ボランティア団体等によりヒルギが植林されている。その中に、ヒルギダマシが混じって植林され、増殖した箇所である。</p>
<p>Q 3 「北中城高校テニスコートフェンス設置工事」について、最低制限価格未満で失格となった応札者へのヒアリングはあるのか。次回、同様工事発注の際の積算の参考になるのではないか。</p>	<p>A 3 本案件は予定価格超過が1者、最低制限価格未満が1者となった案件であるが、積算は適正に行われたものとする。 また、応札者へのヒアリングはしないが、最低制限価格未満での応札が多数であった場合は、部内において適正な積算であったかの検証は必要。</p>

Q 4

「北中城高校テニスコートフェンス設置工事」について、指名理由に年間平均完成工事高を考慮するとあるが、具体的な考慮基準等はあるのか。

また、それがどのような形で結果に反映されているのか。

Q 5

離島工事に関連して、入札参加者が少ない背景事情は何か。対応策はあるのか。

Q 6

「H 2 9 小浜航路(-3.0m)浚渫工事」、「H 2 9 小浜航路(-3.0m)浚渫工事(2工区)」について、「浚渫」という自然を変更する工事であるが、環境に配慮された積算なのか。

環境は別問題として、環境に対しては別途工事を発注させるのか。

Q 7

不調不落対策で指名業者を増やすという対策を取る判断はどのように行っているのか。

A 4

入札参加資格格付名簿に、業者ごとに年間平均完成工事高が標記されており、年間平均完成工事高が案件の予定価格以下であると品質が確保されないおそれがあったことから、品質を確保する上で予定価格以上の年間平均完成工事高がある業者を選定している。

A 5

実情として、離島地域では不調が多い。

関係法令で技術者等の配置要件が定められており、業者は発注計画等をみて応札案件を選んでいるのではないかと思われる。

今後の対応策として、地元の業界団体と意見交換しながら、技術者の育成等に取り組んでいく。

A 6

環境保全という重要な基盤の上で、航路管理者として、海上交通の安全確保というのが当然である。

同時期に珊瑚移植等の作業、浚渫時の濁り等モニタリング業務を行い環境保全も図っている。

A 7

入札が不調となると工事の工程が遅れる等のリスクを抱えるような工事については、指名基準に示されている指名業者数以上の指名を行っており、これまでの経験、工事の工程等を考慮しながら判断している。

Q 8

辞退しないことで、次回発注の際に有利な条件を与えるなど、業者へのメリットがあることで、辞退が減らせないか。

A 8

例えば、総合評価方式発注の中で政策的加点の検討は行ったが、本来の目的である「品質確保」に結びつかない加点を行うということは、発注機関として説明が難しいところである。

Q 9

不調不落対策で指名業者数を増やしたということであるが、一般競争入札での検討はしたのか。

A 9

本案件は規模の小さい工事であったことから、対象となる応札予定者が確実に公告をみってくれるか不安があったので、指名の案内をかける指名競争入札が確実に周知が図られ、かつ、指名業者数を増やして入札を行った。

事 務 局 報 告	
<p>1 指名競争入札について</p>	<p>1 地方公共団体の契約は一般競争入札によって多くの企業の受注機会が図れるものの、企業能力の高い一定数の企業のみが受注するだけではなく、地元企業の育成を図ること等を目的として、また技術と経営に優れた中小企業が適正な価格で受注できるよう受注機会の均等化も配慮、考慮し指名競争入札も採用している。 指名競争入札は地方自治法施行令の限定規定であることから、このような地元育成を図ることを目的とする場合は、施行令第167条第1項第1号に該当するものとして整理している。</p>
<p>2 随意契約の際の見積り回数について</p>	<p>2 見積り依頼を行う際は、競争入札同様、仕様書、金抜き設計書等を含めて、できる限り多くの情報を提供し、見積り期間についても、一定の期間を設けて見積り合わせを行っている。 一般競争入札は不特定多数の者が参加でき競争性が確保されるが、随意契約は、少数あるいは特定の者のみの参加となるため競争性が確保されないことから、発注者と受注者合意の上で、経済性を求めて見積り回数に制限を設けず見積り合わせを行っている。</p>